明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令（二一〇）　一
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一一）　七

〔省　令〕
○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一二）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇六
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構第九期事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消、住宅型式性能認定関係　一二七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三二
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一〇号）（厚生労働省）

1　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二二年法律第四八号）において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間が延長され、同機構が解散する事業年度が、平成二四年四月一日に始まる事業年度となったため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令においても、同様の規定の整理を行うこととした。（第六条第一項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二一一号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、熊本県、富山県及び鳥取県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣のうち、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を一六〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令

御　名　御　璽

平成二十二年十月十四日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百十号

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令を制定する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月十四日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百十一号

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。